

自己資本の充実の状況

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点を持つ金融機関には「国際統一基準」が適用され、〈ろうきん〉など国内業務のみを行う金融機関には「国内基準」が適用されます。「国内基準」が適用される金融機関に対しては、この比率が4%に満たない場合、その程度に応じて「早期是正措置」と呼ばれる各種の行政措置が発動されることになります。当金庫は、以下に記載のとおり、十分な自己資本を保っているため、行政措置の対象ではありません。

◆単体自己資本比率(国内基準)

2025年度末の自己資本比率は、11.55%となりました。

	当期末 (2025年度末)	前期末 (2024年度末)
自己資本比率	11.55%	11.42%

(注)当金庫は、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁・厚生労働省告示第7号）」にもとづき、自己資本比率を算定しております（以下、「自己資本比率告示」）。なお、当金庫は国内基準を採用しております。
また、「労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（2007年金融庁・厚生労働省告示第1号）」にもとづき、自己資本比率に関わる開示を行っております。

◆自己資本比率の計算式

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額)}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額} + \frac{\text{(マーケット・リスク相当額の合計額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額)} \times 12.5}{100}} \times 100$$

①信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」および「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」(注)を採用しています。

(注) 標準的手法

細分化されたリスク・ウェイトを資産の額ならびにオフ・バランス取引、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額に乗じて信用リスク・アセットを算出します。
主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが20～75%、住宅ローン以外の個人向けローンが45～100%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

②マーケット・リスク相当額の合計額の計算方法

マーケット・リスク相当額の合計額は、「内部モデル方式」、「標準的方式」および「簡易的方式」を用いて算定しますが、当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入しておりません。

③オペレーショナル・リスク相当額の合計額の計算方法

標準的計測手法(注)を使用し、I L Mを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

(注) 標準的計測手法

B I C(事業規模要素)× I L M(内部損失乗数)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

◆自己資本調達手段の概要

自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されています。
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は以下のとおりです。

普通出資	発行主体：静岡県労働金庫
	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：3,807百万円

◆自己資本の充実度に関する評価方法の概要

<現在の自己資本の充実状況>

2025年度末の当金庫の自己資本比率は11.55%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を上回っております。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しています。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っています。

<将来の自己資本の充実策>

当金庫は、中期計画や年度事業計画を策定しております。計画にもとづく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることで、自己資本の充実を図ります。

用語解説

▶ 「コア資本」

バーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通出資・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、「普通出資＋内部留保＋優先出資－調整・控除項目」で構成されます。

▶ 「リスク・アセット」

貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。当金庫は、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとるものがあり、上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算しています。

なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返動定はオフ・バランス取引として取り扱っています。

◆信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 当金庫は、信用リスクと与信に係わる融資信用リスクと余裕資金運用に係わる市場信用リスクに区分し、「リスク管理規程」の定めにもとづき管理しています。
- 融資基本方針(クレジットポリシー)の策定や個別案件の営業店指導等は、営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。
- 資産査定を担当部署が貸出金等の自己査定を定期的実施することにより、融資信用リスクの把握に努めるとともに、融資信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備をすすめています。
- 貸倒引当金は、「資産査定規程」および「資産査定実施細則」にもとづき以下のとおり計上しています。

<正常先債権および要注意先債権>

一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間におけるそれぞれの貸倒実績等から算出した予想損失額を計上しています。

<破綻懸念先債権>

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。

<破綻先債権および実質破綻先債権>

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

- 市場信用リスクは、「市場関連リスク管理細則」にもとづき市場取引に付随する信用リスクを計測しています。また、信用情報や時価の把握を定期的に行うことにより、個別運用先の信用力変化について管理しています。
- 信用リスクの管理状況および今後の対応については、定期的にリスク管理委員会と協議しています。また、理事会および常務会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

◆リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

◆標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

- ①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。
 - 株式会社格付投資情報センター(R&I)
 - 株式会社日本格付研究所(JCR)
 - ムーディーズ・インベスターズ・サービス(MOODY'S)
 - S&Pグローバル・レーティング(S&P)
- ②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定
エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

◆信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 当金庫は、融資に際し信用リスクを削減するために、預金担保・不動産担保・保証機関の保証等による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的な措置であり、担保・保証に過度に依存することなく、借主の返済能力・信用力・資金使途・返済財源等、様々な角度から融資審査における可否判断を行っております。
- 当金庫は、「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示の条件を確実に満たす自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。
- 当金庫は、告示で定められた条件を確実に満たしている地方三公社に対する地方公共団体の「保証」を信用リスク削減手法として用いています。

- クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

◆派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 該当する取引の取扱いはありません。

◆証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針およびリスク特性の概要

- 当金庫は、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため、証券化商品を運用対象としています。ただし、リスクを限定するため、年度ごとに策定する「余裕資金運用計画」で、購入枠等を設定しています。

◆信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

- 該当する取引はありません。

◆証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

- 当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

◆証券化取引に関する会計方針

- 会計処理については、企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」(移管指針第9号)にもとづき、適切に処理するよう努めております。

◆証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

- リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。
なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。
- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
 - 株式会社日本格付研究所(JCR)
 - ムーディーズ・インベスターズ・サービス(MOODY'S)
 - S&Pグローバル・レーティング(S&P)

◆CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称および対象取引の概要

- CVAとはCredit Valuation Adjustmentの略であり、デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額をいいます。
- CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVAが変動するリスクのことをいいます。
- CVAリスク相当額は、簡便法を採用し算出しています。
- 該当する取引はありません。

◆CVAリスクの特性およびCVAに関するリスク管理体制の概要

- CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことをいいます。(CVAはCredit Valuation Adjustmentの略です。)
- 当金庫は、自己資本比率算出時にCVAリスク相当額を算出し、その状況を確認するとともに、CVAリスク相当額をリスク量とし、このリスク量にもとづきリスク資本配賦を実施し、リスク管理を行っております。

◆マーケット・リスクに関する事項

- マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスクおよび信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクのことです。
- 当金庫は、自己資本比率を計算するにあたり「不算入特例」を適用し、マーケット・リスク相当額を不算入としております。

◆B I の算出方法

- B I (事業規模指標Business Indicator)は、I L D C (金利要素Interest, Leases and Dividend Component)、S C (役務要素Services Component)、F C (金融商品要素Financial Component)により算出しています。
- I L D C は「資金運用収益(有価証券利息配当金を除く)－資金調達費用」の絶対値と有価証券利息配当金の合計額です。
- S C は、「役務取引等収益と役務取引等費用のうちいずれか大きい値」と「金融商品取引責任準備金取崩額と同繰入額のうちのいずれか大きい値」の合計額です。
- F C は、「その他業務収益－その他業務費用」の値と「臨時収益－臨時費用」の値の合計額の絶対値になります。なお、各項は直近3年間の平均値を合計した値を用います。
- オペレーショナル・リスク相当額の算出に用いるB I C (事業規模要素Business Indicator Component)は、B I の額に応じて定める掛目を乗じて算出しています。

◆I L M の算出方法

- I L M (内部損失乗数Internal Loss Multiplier)はB I の値が1,000億円以下であり、I L M の利用に係る承認の基準を満たさないため「1」を用いています。

◆オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、B I の算出から除外した事業部門の有無

- 除外した事業部門はありません。

◆出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

- 出資等エクスポージャーに該当する株式等の有価証券の購入については、年度ごとに策定する「余裕資金運用計画」で対象商品、購入枠等を設定しています。計画については、余裕資金運用委員会、リスク管理委員会で協議し、常務会を経て理事会の承認を受けています。期中の運用状況についても定期的に理事会および常務会に報告しています。
- 保有する子会社株式および関連会社株式はありません。
- 保有する株式については、時価や適格格付機関の格付、決算情報等を定期的に取得することなどにより、価格変動リスクおよび信用リスクの把握に努めています。
- 会計処理については、企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」(移管指針第9号)にもとづき、適切に処理するよう努めています。

◆金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 当金庫は、労働金庫連合会への預け金、会員および間接構成員向け貸出、国債・地方債・社債等の有価証券を主な対象として、資金運用を行っています。一方資金調達は、預金による調達が中心となっています。
- これらの運用・調達手段が内包するリスクのうち、金利リスクについては、VaR計測による計量化を行い、配賦された資本額を超過することのないようモニタリングを行っています。
- さらに、金利リスクについてはVaRのほか、IRRBB(銀行勘定の金利リスク)について、経済的価値の変動額であるΔEVEおよび金利収益の変動額であるΔNIIを計測しています。
- 計測結果および今後の対応については、定期的にリスク管理委員会で協議し、理事会および常務会に報告しています。

◆金利リスクの算定手法の概要

- 開示告示にもとづく定量的開示の対象となるΔEVEおよび

ΔNIIならびに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項は以下のとおりです。

- 2026年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は3.127年です。
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は10年としています。
- 流動性預金への満期の割り当て方法は、コア預金内部モデルを採用しています。
※コア預金内部モデルの概要
・VAR(多変量時系列)モデルにて計測しています。
・説明変数は、顧客属性ごとの預金残高、経済指標、市場金利を使用しています。
・先行きを信頼水準99%で10年間予測しています。増減率が1を超えている場合は、0.99を置いています。
・報告で定められた金利ストレスごとに、キャッシュフローを保守的な考え方で調整しています。
- ALMシステムにて算出した過去5年平均値を採用して、固定金利住宅ローン(固定金利特約型を含む)についてはPSJ60カ月の期限前償還率カーブで、定期預金の期限前解約については平均解約率にてキャッシュフロー調整を行っています。
- 外貨建て債券は、重要性の原則にもとづき、集計の対象から除外しています。なお、内部管理として、総資産・負債の5%程度を重要性の判断基準としています。
- スプレッドおよびその変動は考慮していません。
- コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。
- 当期末のΔEVEは36億4百万円(前期末比△82億40百万円)と減少しましたが、自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。
- 当金庫が、リスク管理上計測している金利リスクはVaRを採用しており、観測期間5年、保有期間20日、信頼水準99%の条件で、分散共分散法により算出しています。

◆オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 当金庫は、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等をオペレーショナル・リスクの対象としています。
- オペレーショナル・リスクの管理状況および課題について、「リスク管理規程」「リスク管理委員会規程」にもとづき、定期的にリスク管理委員会で協議し、理事会および常務会に報告しています。
- 事務リスクについては、商品・制度に係る研修実施や事務手続きの見直しにより、事務品質向上に向けた態勢整備を図ることで、顕在化の未然防止に努めています。
- 当金庫は、「個人情報の保護に関する法律」や「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」および「関係省庁のガイドライン」等を遵守し、基本方針である「プライバシーポリシー(個人情報保護方針)」を策定して、お客様の大切な個人情報等の適切かつ公正な利用・管理を行っています。
- システムリスクについては、当金庫の情報資産の適切な管理および保護に関する基本的かつ包括的な方針として「セキュリティポリシー」を定め、情報資産の安全性の確保を金庫全体の課題として取り組んでいます。また、高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上を図るとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT態勢をろうきん業態全体で構築しています。
- 法務リスクについては、「法務関連情報対応細則」にもとづき法務担当者を本部各部に配置し、金庫の業務遂行に関連する法令等の制定・改正や法務関連の取組課題に適切な対応をしています。

(1) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項 目		当期末 (2025年度末)	前期末 (2024年度末)
コア資本に係る 基礎項目 (1)	普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	91,116	89,060
	うち、出資金及び資本剰余金の額	3,807	3,811
	うち、利益剰余金の額	87,702	85,643
	うち、外部流出予定額(△)	394	394
	うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
	コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	34	34
	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	34	34
	うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
	適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
	公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
	土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		91,150	89,094
コア資本に係る 調整項目 (2)	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	19	21
	うち、のれんに係るものの額	—	—
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	19	21
	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
	適格引当金不足額	—	—
	証券化取引にともない増加した自己資本に相当する額	—	—
	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
	前払年金費用の額	—	—
	自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
	意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
	少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
	労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
	特定項目に係る十％基準超過額	—	—
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
	特定項目に係る十五％基準超過額	—	—
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
	コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	19	21
自己資本	自己資本の額(イ)－(ロ) (ハ)	91,131	89,073
リスク・ アセット等 (3)	信用リスク・アセットの額の合計額	766,578	758,820
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
	うち、上記以外に該当するものの額		
	マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
	勘定間の振替分	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	21,836	21,039
	フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		788,414	779,859
自己資本比率	自己資本比率 (ハ)／(ニ)	11.55	11.42

用語解説

▶ 「出資金」

会員の皆様より出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

▶ 「非累積的永久優先出資」

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

▶ 「外部流出予定額」

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆様へ還元することが予定されるものを指しています。

▶ 「上記以外に該当するものの額」

出資金や資本剰余金等以外のものとして、例えば、処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

▶ 「コア資本に係る調整項目」

自己資本比率の算出において「コア資本」から控除される項目です。主な項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額等です。これらは損失吸収力が乏しいことや金融システム全体のリスクを高めるため資本から差し引くこととされています。

▶ 「利益剰余金」

毎事業年度の剰余金のうち、配当等を行わず、万が一の際の損失を補填するために留保している利益準備金等のことで、特別積立金、繰越金から構成されています。

▶ 「のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」

無形固定資産のうち、市場換金性が乏しく、万が一の際に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難な額のことです。

「モーゲージ・サービシング・ライツ」とは、住宅ローンを証券化した場合に金庫が計上する、将来の回収代手数料の現在価値です。

▶ 「証券化取引にともない増加した自己資本に相当する額」

証券化取引にともなう債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額(税効果勘案後)が「証券化取引にともない増加した自己資本に相当する額」です。

▶ 「前払年金費用の額」

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上しますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、調整項目として控除するものです。

▶ 「自己資本の額」

コア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

▶ 「マーケット・リスク相当額の合計額」

マーケット・リスク相当額は、「内部モデル方式」、「標準的方式」および「簡易的方式」を用いて算定しますが、当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入しておりません。

▶ 「勘定間の振替分」

マーケット・リスク相当額の計測対象となるリスクは、トレーディング勘定とバンキング勘定に区分されて、管理することとなります。「勘定間の振替分」とは、トレーディング勘定とバンキング勘定間で、該当する商品を振り替えた場合の影響額となります。

マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、記載しておりません。

▶ 「フロア調整額」

内部格付手法等を採用し算出されたリスク・アセットが、標準的手法により算出されたリスク・アセットの72.5%を下回らないようにする措置が導入されたことによる、自己資本比率算出上の分母加算額です。

▶ 「オペレーショナル・リスク相当額」

標準的計測手法(注)を使用し、I L Mを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

(注) 標準的計測手法…… $B I C(\text{事業規模要素}) \times I L M(\text{内部損失乗数})$ をオペレーショナル・リスク相当額とします。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセットの額および信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	当期末(2025年度末)		前期末(2024年度末)	
	リスク・アセット(注1)	所要自己資本(注2)	リスク・アセット(注1)	所要自己資本(注2)
信用リスク (A)	766,578	30,663	758,820	30,352
標準的手法が適用されるポートフォリオ区分ごとのエクスポージャー (注3)	766,263	30,650	758,744	30,349
ソブリン向け (注4)	353	14	354	14
金融機関向け	51,839	2,073	55,492	2,219
法人等向け	18,639	745	19,602	784
中堅中小企業等向けおよび個人向け	71,646	2,865	76,236	3,049
抵当権付住宅ローン	552,223	22,088	535,611	21,424
事業用不動産関連向け	—	—	—	—
延滞エクスポージャー (注5)	5,190	207	4,280	171
その他 (注6)	66,370	2,654	67,166	2,686
証券化エクスポージャー (注7) (うち再証券化)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー (注8)	314	12	75	3
ルック・スルー方式 (注9)	314	12	75	3
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (簡便法) (注10)	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー (注11)	—	—	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (注12) (B)	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (注13) (C)	21,836	873	21,039	841
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B) + (C)	788,414	31,536	779,859	31,194

- (注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことで、なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しております。
エクスポージャーのうち、「金融機関向け」「中堅中小企業等向けおよび個人向け」および「その他」の項目については、自己資本比率告示にもとづき各経過措置を適用しております。
また、貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとるものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっております。なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うこととなっております。
2. 所要自己資本＝リスク・アセット×4%
3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことで、
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことで、
5. 「延滞エクスポージャー」については「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」および「要管理債権」等のエクスポージャーにかかる数値としております。
6. 「その他」とは、出資等です。
7. 「証券化エクスポージャー」とは、証券化取引に係るエクスポージャーのことで、「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー(利息収入等)を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことで、
8. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の「ルック・スルー方式」から「フォールバック方式」の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。
9. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、リスク・ウェイトを算出します。
10. CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引)について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことをいいます。(CVAはCredit Valuation Adjustmentの略です。)
- 当金庫は、簡便法によりCVAリスク相当額を算出し、CVAリスク相当額を8%で除して得た額をリスク・アセットとしております。
11. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャー(担保など例外を除く)です。
12. マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスクおよび信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクです。当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入しておりません。
13. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことで、標準的計測手法(注)を使用し、I L Mを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
- (注) 標準的計測手法… B I C(事業規模要素)× I L M(内部損失乗数)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額等

(単位：百万円)

	当期末 (2025年度末)	前期末 (2024年度末)
オペレーショナル・リスク相当額の合計を8%で除して得た額	21,836	21,039
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	873	841
B I の額	14,557	14,026
B I C の額	1,746	1,683

(3) 信用リスク(証券化エクスポージャーを除く)に関する事項

①信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高の主な種類別内訳

〈ア. 地域別〉

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分	合 計												延滞 エクスポージャー (注4)	
			貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等) (注2)		その他の 資産等 (注3)			
	当期末 2025 年度末	前期末 2024 年度末	当期末 2025 年度末	前期末 2024 年度末	当期末 2025 年度末	前期末 2024 年度末	当期末 2025 年度末	前期末 2024 年度末	当期末 2025 年度末	前期末 2024 年度末	当期末 2025 年度末	前期末 2024 年度末	当期末 2025 年度末	前期末 2024 年度末
国 内	1,471,459	1,482,478	1,102,697	1,095,616	108,999	111,604	-	-	120	60	259,642	275,197	4,938	3,998
国 外	8,332	8,449	-	-	8,200	8,200	-	-	120	237	12	11	-	-
合 計	1,479,791	1,490,928	1,102,697	1,095,616	117,199	119,804	-	-	240	297	259,654	275,209	4,938	3,998

- (注) 1. 「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
2. 「複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)」は、主な投資先により区分しています。
3. 「その他の資産等」とは、預け金、現金、出資、その他資産等です。
4. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」および「要管理債権」等エクスポージャーのポートフォリオ別の計です。
5. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

〈イ. 業種別 ウ. 残存期間別〉

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	合 計											延滞 エク ス ポー ジャー (注5)		
				貸出金等取引 (注2)		債 券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等) (注3)		その他の 資産等 (注4)			
		当期末 2025 年度末	前期末 2024 年度末	当期末 2025 年度末	前期末 2024 年度末	当期末 2025 年度末	前期末 2024 年度末	当期末 2025 年度末	前期末 2024 年度末	当期末 2025 年度末	前期末 2024 年度末	当期末 2025 年度末	前期末 2024 年度末	当期末 2025 年度末	前期末 2024 年度末
建設業		601	601	-	-	600	600	-	-	-	-	1	1	-	-
製造業		6,611	7,212	-	-	6,599	7,199	-	-	-	-	12	13	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業		11,822	11,923	-	-	11,800	11,900	-	-	-	-	22	22	-	-
情報通信業		1,405	1,406	-	-	1,403	1,403	-	-	-	-	2	2	-	-
運輸業、郵便業		17,324	17,324	-	-	17,298	17,298	-	-	-	-	26	26	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、 飲食サービス業		2,505	2,905	-	-	2,500	2,900	-	-	-	-	5	5	-	-
金融業、保険業		288,237	305,758	9,492	10,437	32,900	34,200	-	-	-	-	245,844	261,120	-	-
不動産業、物品賃貸業		1,703	2,418	-	13	1,700	2,400	-	-	-	-	3	5	-	-
医療、福祉		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業		30	27	30	27	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-
国・地方公共団体		40,649	40,725	3,617	4,193	36,967	36,465	-	-	-	-	64	66	-	-
個人		1,042,954	1,034,768	1,042,181	1,034,108	-	-	-	-	-	-	772	660	4,938	3,998
その他(注1)		65,945	65,856	47,376	46,836	5,430	5,437	-	-	240	297	12,898	13,284	-	-
業種別合計		1,479,791	1,490,928	1,102,697	1,095,616	117,199	119,804	-	-	240	297	259,654	275,209	4,938	3,998
期間の定めのないもの(注6)		97,344	90,699	47,376	46,836	7,200	7,900	-	-	240	297	42,528	35,665		
1年以下		168,349	141,663	65,073	71,159	3,099	1,999	-	-	-	-	100,177	68,503		
1年超3年以下		173,763	218,616	94,230	96,965	10,222	2,715	-	-	-	-	69,310	118,935		
3年超5年以下		152,476	160,096	87,735	87,428	17,102	20,563	-	-	-	-	47,638	52,104		
5年超7年以下		91,139	90,930	78,130	82,075	13,008	8,854	-	-	-	-	-	-		
7年超10年以下		119,451	129,607	108,911	110,859	10,540	18,748	-	-	-	-	-	-		
10年超		677,266	659,314	621,240	600,291	56,026	59,022	-	-	-	-	-	-		
残存期間別合計		1,479,791	1,490,928	1,102,697	1,095,616	117,199	119,804	-	-	240	297	259,654	275,209		

- (注) 1. 業種区分の「その他」には、政府関係機関等が含まれます。
2. 「貸出金等取引」には、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
3. 「複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)」は、全額を「その他」に分類しています。
4. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、預け金、現金、出資、その他の資産等です。
5. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」および「要管理債権」等エクスポージャーのポートフォリオ別の計です。
6. コミットメントについては、全額を期間の定めのないものに分類しています。
7. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

②一般貸倒引当金・個別貸倒引当金の期末残高、期中の増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	当期 (2025年度)	34	34	—	34	34
	前期 (2024年度)	46	34	—	46	34
個別貸倒引当金	当期 (2025年度)	—	—	—	—	—
	前期 (2024年度)	—	—	—	—	—
個人	当期 (2025年度)	—	—	—	—	—
	前期 (2024年度)	—	—	—	—	—
貸倒引当金合計	当期 (2025年度)	34	34	—	34	34
	前期 (2024年度)	46	34	—	46	34
貸出金償却	当期 (2025年度)					—
	前期 (2024年度)					—
個人	当期 (2025年度)					—
	前期 (2024年度)					—

(注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、貸倒引当金および貸出金償却ともすべて国内の金額です。

📖 用語解説

▶ 「一般貸倒引当金」

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、過去の貸倒実績から求めた予想損失率にもとづいて算定しています。
引当基準については、貸借対照表の注記事項をご覧ください。

▶ 「個別貸倒引当金」

債務者の資産状況や支払能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部または全部に相当する金額を、貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)しているものです。
引当基準については、貸借対照表の注記事項をご覧ください。

③標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの内訳

当期末(2025年度末)

(単位：百万円)

	CCF(注2)・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (注3)
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	信用リスク・ アセットの額	
現金	5,304	—	5,304	—	—	0%
我が国の中央政府および中央銀行向け	15,260	—	15,260	—	—	0%
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	25,389	—	25,389	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	402	—	402	—	40	10%
我が国の政府関係機関向け	3,331	—	3,331	—	313	9%
地方三公社向け	1,205	—	1,205	—	—	0%
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	245,339	9,492	245,339	9,492	51,839	20%
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	2,804	—	2,804	—	781	28%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	47,616	1,403	47,616	503	18,639	39%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	94,710	138,574	94,710	46,872	71,646	51%
トランザクター向け	—	24,995	—	2,499	1,124	45%
不動産関連向け	948,274	—	948,274	—	552,223	58%
自己居住用不動産等向け	948,274	—	948,274	—	552,223	58%
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	505	—	505	—	758	150%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	4,432	—	4,432	—	4,432	100%
取立未済手形	218	—	218	—	43	20%
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	6	—	6	—	8	130%
合計					699,945	

前期末(2024年度末)

(単位：百万円)

	CCF(注2)・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (注3)
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	信用リスク・ アセットの額	
現金	5,388	—	5,388	—	—	0%
我が国の中央政府および中央銀行向け	13,851	—	13,851	—	—	0%
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	26,873	—	26,873	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	403	—	403	—	40	10%
我が国の政府関係機関向け	3,337	—	3,337	—	313	9%
地方三公社向け	1,219	—	1,219	—	—	0%
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	262,811	10,437	262,811	10,437	55,492	20%
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	2,804	—	2,804	—	781	28%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	49,421	1,494	49,421	594	19,602	39%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	100,754	138,025	100,754	46,242	76,236	52%
トランザクター向け	—	25,807	—	2,580	1,161	45%
不動産関連向け	934,040	—	934,040	—	535,611	57%
自己居住用不動産等向け	934,040	—	934,040	—	535,611	57%
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	562	—	562	—	843	150%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	3,436	—	3,436	—	3,436	100%
取立未済手形	291	—	291	—	58	20%
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	6	—	6	—	6	100%
合計					691,642	

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
2. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、「信用リスク・アセットの額」を「CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー」の「オン・バランスの額」と「オフ・バランスの額」の合計額で除して算出しております。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

④標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとのCCFを適用した後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額ならびにリスク・ウェイト区分ごとの内訳

当期末(2025年度末)

(単位：百万円)

	資産の額および与信相当額の合計額(CCF(注1)・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
現金	5,304	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の中央政府および中央銀行向け	15,260	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	25,389	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	402	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	199	3,132	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方三公社向け	1,205	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	-	-	-	246,136	-	8,677	-	-	-	-	-	-	17	-	-	-	
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	-	-	-	601	-	2,202	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	18,628	-	-	-	-	-	-	-	-	28,955	-	-	-	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向けおよび個人向け	1,034	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,499	-	-	-	-	
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,499	-	-	-	-	
不動産関連向け	-	-	-	63,686	36,360	98,503	406	-	873	50,633	-	-	43,328	-	-	187	
自己居住用不動産等向け	-	-	-	63,686	36,360	98,503	406	-	873	50,633	-	-	43,328	-	-	187	
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
A D C向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権およびその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
取立未済手形	-	-	-	218	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	48,392	3,535	-	328,670	36,360	107,181	406	-	873	50,633	-	2,499	72,301	-	-	187	

(単位：百万円)

	資産の額および与信相当額の合計額(CCF(注1)・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,304
我が国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,260
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25,389
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	402
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,331
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,205
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	254,831
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,804
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	-	-	-	536	-	-	-	-	-	-	-	-	48,120
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向けおよび個人向け	-	138,049	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	141,582
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,499
不動産関連向け	647,300	6,993	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	948,274
自己居住用不動産等向け	647,300	6,993	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	948,274
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A D C向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権およびその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	505	-	-	-	505
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	4,432	-	-	-	-	-	-	-	-	4,432
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	218
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	6
合計	647,300	145,042	-	-	-	-	4,968	-	-	-	-	505	6	-	-	1,448,867

前期末(2024年度末)

(単位：百万円)

	資産の額および与信相当額の合計額(CCF(注1)・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	5,388	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府および中央銀行向け	13,851	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	26,873	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	403	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	199	3,138	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	1,219	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	-	-	-	264,851	-	8,377	-	-	-	-	-	-	18	-	-	-
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	-	-	-	601	-	2,202	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	18,728	-	-	-	-	-	-	-	-	30,659	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向けおよび個人向け	1,063	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,580	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,580	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	72,247	38,596	101,824	431	-	912	51,231	-	-	42,607	-	-	193
自己居住用不動産等向け	-	-	-	72,247	38,596	101,824	431	-	912	51,231	-	-	42,607	-	-	193
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A D C向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権およびその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	291	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	48,595	3,541	-	356,120	38,596	110,202	431	-	912	51,231	-	2,580	73,285	-	-	193

(単位：百万円)

	資産の額および与信相当額の合計額(CCF(注1)・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,388
我が国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,851
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26,873
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	403
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,337
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,219
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	273,248
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,804
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	-	-	-	626	-	-	-	-	-	-	-	-	50,015
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向けおよび個人向け	-	143,353	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	146,997
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,580
不動産関連向け	618,512	7,483	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	934,040
自己居住用不動産等向け	618,512	7,483	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	934,040
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A D C向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権およびその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	562	-	-	-	562
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	3,436	-	-	-	-	-	-	-	-	3,436
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	291
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	6
合計	618,512	150,837	-	-	-	-	4,063	-	-	-	-	562	6	-	-	1,459,673

(注) 1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。

2. 上表の「資産の額および与信相当額の合計額」は、「CCF・信用リスク削減効果適用後」の、オン・バランス資産項目のエクスポージャーの額およびオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額をいいます。

3. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

⑤標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの内訳

当期末(2025年度末)

(単位：百万円)

リスク・ウェイト 区分	CCF(注1)・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (注2)	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	515,928	9,492	100%	525,420
40%～70%	770,423	24,995	10%	772,922
75%	100,669	113,579	39%	145,042
80%	—	—	—	—
85%	—	—	—	—
90%～100%	4,464	1,403	36%	4,968
105%～130%	—	—	—	—
150%	505	—	—	505
250%	6	—	—	6
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	1,391,998	149,469	38%	1,448,867

前期末(2024年度末)

(単位：百万円)

リスク・ウェイト 区分	CCF(注1)・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (注2)	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	547,963	10,437	100%	558,400
40%～70%	743,222	25,807	10%	745,803
75%	107,175	112,218	39%	150,837
80%	—	—	—	—
85%	—	—	—	—
90%～100%	3,469	1,494	40%	4,063
105%～130%	—	—	—	—
150%	562	—	—	562
250%	6	—	—	6
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	1,402,399	149,956	38%	1,459,673

(注) 1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。

2. 「CCFの加重平均値」とは、CCFを適用した後および信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、「CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー」の「オフ・バランスの額」に掲げる額で除した割合をいいます。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(4) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保 (注1)		保 証		クレジット・デリバティブ	
	当期末 (2025年度末)	前期末 (2024年度末)	当期末 (2025年度末)	前期末 (2024年度末)	当期末 (2025年度末)	前期末 (2024年度末)
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	34,149	33,603	1,404	1,418	—	—
ソブリン向け	—	—	1,404	1,418	—	—
金融機関向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	100	100	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	34,049	33,503	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞エクスポージャー (注2)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

2. 「延滞エクスポージャー」は、「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」および「要管理債権」等のエクスポージャーの各信用リスク削減手法適用額です。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

① オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当はありません。

② 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当はありません。

(7) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区 分	当期末 (2025年度末)						前期末 (2024年度末)					
	出資等エクスポージャー						出資等エクスポージャー					
	うち、その他有価証券で時価のあるもの						うち、その他有価証券で時価のあるもの					
	貸借対照表 計上額	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損	貸借対照表 計上額	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
上場株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
非上場株式等	6	—	—	—	—	—	6	—	—	—	—	—
その他	9,500	—	—	—	—	—	7,300	—	—	—	—	—
合 計	9,506	—	—	—	—	—	7,306	—	—	—	—	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等にもとづいて算定しています。
2. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金を計上しています。

② 子会社株式および関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当はありません。

③ 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

該当はありません。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	当期末 (2025年度末)	前期末 (2024年度末)
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	240	297
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

① 金利リスク量

(単位：百万円)

	当期末 (2025年度末)	前期末 (2024年度末)
VaR	860	2,017

② IRRBB(銀行勘定の金利リスク)

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,991	0	0	0
2	下方パラレルシフト	3,604	11,845	3,886	3,927
3	スティープ化	0	0		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,604	11,845	3,886	3,927
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	91,131		89,073	

(注) 1. 金利リスクの算定手法は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB(銀行勘定の金利リスク)」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めにもとづき記載しております。なお、表中のイ、ロ、…の記号は告示の様式上に定められているものです。

3. 「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の減少額として計測されるものです(経済的価値が減少する場合はプラスで表示)。

4. 「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです(金利収益が減少する場合はプラスで表示)。

5. 「ΔEVE」および「ΔNII」で計測する上方パラレルシフトでは市場金利の1%の平行上昇変動、下方パラレルシフトでは市場金利の1%の平行低下変動で計測しています。